



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力リニューアブルパワー株式会社
代表取締役社長 文 挾 誠一

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力ホールディングス」といいます。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「東京電力リニューアブルパワー」といいます。）は、2019年11月11日付で東京電力ホールディングスと東京電力リニューアブルパワーとの間で締結した吸収分割契約に基づき、東京電力ホールディングスが再生可能エネルギー発電事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を東京電力リニューアブルパワーへ承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

東京電力ホールディングスは、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施いたしました。したがって、同法第784条の2ただし書により、本件吸収分割をやめることを請求できる株主は存在しないことから、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

東京電力ホールディングスは、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施しました。したがって、同法第785条第1項第2号により、株主は同法第785条第1項に基づく株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

東京電力ホールディングスは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

東京電力ホールディングスは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2020 年 2 月 17 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

東京電力リニューアブルパワーの株主は東京電力ホールディングスのみであり、会社法第 796 条の 2 に基づき、東京電力リニューアブルパワーに対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件吸収分割は、東京電力リニューアブルパワーの唯一の株主である東京電力ホールディングスの同意をもって、東京電力リニューアブルパワーの株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

東京電力リニューアブルパワーは、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 2 月 17 日付の官報により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

なお、東京電力リニューアブルパワーには、知っている債権者は存在しないため、東京電力リニューアブルパワーは、知っている債権者に対する各別の催告を実施していません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

東京電力リニューアブルパワーは、本件吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、東京電力ホールディングスが本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 5,104 億円（概算値）、負債の額は 1,932 億円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 14 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

